

金文通解

虎簋蓋

佐藤信弥

器名 虎簋蓋

時代 西周中期（穆王期あるいは共王期）

出土

甲器はおそらく一九九五年に発見され、一九九六年八月に存在が明らかとなった。陝西省丹鳳縣鳳冠區西河郷山溝村で村民により発見されたと伝えられる。蓋部のみの発見である。（①王翰章等・④楊亞長・④吳鎮烽）乙器の出土の経緯は不明。参考欄で紹介する老簋とともに一九九五年四月に香港で張光裕氏によって存在が確認された。甲器と同じく蓋部に本銘が鑄込まれている。（②張光裕）

器制

甲器は表面に直稜紋があり、裏面に銘文が鑄込まれている。本體（蓋部）の直徑23.5 cm、取っ手の直徑6.6 cm、高さ1.9 cm、厚さ0.5 cm。出土時に四片に斷裂していたのが接續された。（①王翰章等）乙器は参考欄で紹介する方座簋の老簋が本體部となっており、蓋・器で

銘文が異なっている。乙器の器制については、甲器と同様に表面に直稜紋があること以外は公表されていないが、老簋の口徑が21 cmであることから（参考欄を参照）、その蓋部にあたる乙器の直徑も21 cm程度ということになろう。②張光裕に據ると、直稜紋の方座簋の多くは西周中・晩期に屬すると言う。

器の形式・紋様については、張長壽・陳公柔・王世民『西周青銅器分期斷代研究』（文物出版社、一九九九年）、二五六頁では、北趙晉侯墓地第六四號墓出土の聶休簋（近出175・新收889 西周晩期）との類似を指摘する。

收藏

甲器の所藏先は陝西省博物館（新收）、丹鳳縣博物館（⑬王輝）、商洛市文物管理委員會（吳鎮烽）などであり、現在の所藏先は不明。乙器は臺北私人藏。（②張光裕）

虎簋蓋甲器器影(①王翰章等)



5399 (甲器)・5400 (乙器)。吳鎮烽と略稱。(①王翰章等掲載の拓本とは異なる。)

①王翰章等が甲器の器影・拓本の、②張光裕が乙器の拓本の初出となる。甲器については基本的に①王翰章等の器影・拓本を轉載するが、吳鎮烽5399のみ①王翰章等とは異なる器影・拓本を掲載し、かつ拓本については断裂部に掛かる文字が①王翰章等のものより明晰である。

なお、本稿では中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』(修訂增補本、中華書局、二〇〇七年)を集成と略稱する。

著錄

①王翰章・陳良和・李保林「虎簋蓋銘簡釋」(『考古與文物』一九九七年第三期)

②張光裕「虎簋甲・乙蓋銘合校小記」(『古文字研究』第二四輯、中華書局、二〇〇二年。後に『雪齋學術論文二集』、藝文印書館、二〇〇四年所收)

③高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第二集(研文出版、二〇一三年)

劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集錄』(中華書局、二〇〇二年)、491 (甲器)。近出と略稱。

鍾柏生等『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、二〇〇六年)、633 (甲器)・1874 (乙器)。新收と略稱。

劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集錄二編』(中華書局、二〇一〇)、442 (乙器)。近出二と略稱。

吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年)、

考釋

④李自智・楊亞長・王輝・張懋鎔・王占奎・周曉陸・吳鎮烽「虎簋蓋銘座談紀要」(『考古與文物』一九九七年第三期)

⑤聞章「虎簋蓋與穆王紀年」(『金築大學學報(綜合版)』一九九七年第四期)

⑥彭裕商「也論新出虎簋蓋的年代」(『文物』一九九九年第六期)

⑦張聞玉「虎簋蓋與穆王紀年」(『考古與文物』二〇〇〇年第五期。『銅器曆日研究』、貴州人民出版社、一九九九年所收)

⑧李學勤「論虎簋二題」(『華學』第四輯、紫禁城出版社、二〇〇〇年)

⑨張懋鎔「再論虎簋蓋及相關銅器的年代問題」(『陝西歷史博物館館刊』第七輯、二〇〇〇年。後に『古文字與青銅器論集』、科學出版社、二〇〇二年所收)

⑩李仲操「虎簋曆日與周穆王年代」《考古與文物》二〇〇二年第三期

⑪彭裕商「西周青銅器年代綜合研究」《巴蜀書社》二〇〇三年

⑫白川靜「新編斷代譜二」《金文通釋》卷五第四五輯第九章、『白川靜著作集別卷』、平凡社、二〇〇五年

⑬王輝『商周金文——中國古文字導讀』《文物出版社》二〇〇六年

⑭胡長春『新出殷周青銅器銘文整理與研究』《綫裝書局》二〇〇八年

上冊(四)五八三頁。

銘文 一三行一五八字(甲器)、一三行一五六字重文一字(乙器)

佳(唯)卅年四月初吉甲戌、王才(在)周

新宮、各(格)于大室。密弔(叔)內(入)右虎、卽

立(位)。王乎(呼)入(內)史曰、「册令(命)虎。」曰、「覩(載)乃

且(祖)考事先王、嗣(司)虎臣。今令(命)女(汝)曰、

『更卒(厥)且(祖)考、疋師戲、嗣(司)走馬·駿(馭)人

眾五邑走馬·駿(御)人。女(汝)毋敢不善

于乃政。易(賜)女(汝)載(緇)市·幽黃(衡)·玄衣纁(紉)

屯(純)·緇(纓)旂五日、用事。』虎敢拜頤(稽)首、

對眡(揚)天子不(丕)杯魯休。虎曰、「不(丕)顯

朕(朕)刺(烈)且(祖)考、咨(彝)明克事先王、緝天

子弗望(忘)卒(厥)孫子、付卒(厥)尚(上)官。天子

其萬年、隴(申)茲令(命)。」虎用乍(作)文考日庚

樽(簋)。子孫其永寶用、夙(夙)夕宮(享)于宗。



虎簋蓋甲器銘文拓本 (①王翰章等)

虎蓋蓋乙器銘文拓本 (②張光裕)



佳(唯) 卅年四月初吉甲戌、

この部分は後文の冊命が行われた日付を提示している。「卅年」については、甲器の初出となる①王翰章等をはじめとして、乙器の初出である②張光裕や④⑬王輝・④王占奎・④吳鎮烽・⑤聞章・⑦張聞玉・⑧李學勤など多くの研究者が穆王三十年とし、夏商周斷代工程專家組『夏商周斷代工程 1996—2000 年階段成果報告』(世界圖書出版公司、二〇〇〇年)も本銘を穆王三十年(前九四七年)と位置づける。その根拠としては、④・⑬王輝の指摘するように、本器の紋様・銘文の字體・本銘に見える「周新宮」などの用語や「密叔」などの人名が西周中期に属すること、そして西周中期に三十年以上在位した王が、『史記』周本紀に「穆王立五十五年、崩」【穆王立つこと五十五年にして、崩ず】とある穆王以外は考えにくいという點が擧げられる。

しかし紋様の年代観や周王の在位年數については異論もあり、④張懋鎔・④周曉陸は共王三十年とし、(ただし張懋鎔は後に⑨で穆王説に改めている。)吉本道雅「西周紀年考」(『立命館文學』第五八六號、二〇〇四年)も共王三十年(前九三二年)と位置づける。

⑥・⑪彭裕商は、本銘と同一人の作器であると見られる師虎蓋(集成 4316 西周中期。この銘文については参考欄に釋文・訓讀を掲載した)をその形制・紋様・銘文に見える人名などから夷王・厲王期の器と位置づけ、本器については、宣王期の晉穆侯の墓地とされる北趙晉侯墓地六四號墓出土の甬休蓋などの類似から、夷王三十年の器とする。

ただ、甬休簋の斷代については、⑧李學勤はこの器は明らかに墓主の晉侯邦父(晉穆侯)の作ではなく、銘文の字體からも西周晚期よりはやや早い時期のものであるとする。師虎簋についても、器體の形制については林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究 殷周青銅器綜覽一』(吉川弘文館、一九八四年)、簋323では西周II B(西周中期後半)と位置づけ、銘文中の「隹元年六月、既望甲戌」の紀年については①王翰章等は共王元年、夏商周斷代工程專家組は懿王元年(前八九九年)、林巳奈夫の年代觀との調整をはかる吉本道雅は懿王元年(前九二九年)とし、おおむね共王・懿王期のもとする。本器と師虎簋が同一人の器と見た場合、師虎簋の方が「師」(おそらくは師氏)となった後のもので本器より後年のものと見られるので、本器はそれより以前、おおむね穆王あるいは共王期の頃のものとした方がよい。

「四月」については、乙器では「三月」となっているが、②張光裕は「四月」の誤であり、銘文の鑄範の最後の一畫が脱落したものであるとし、⑧李學勤も②張光裕の意見を支持し、「三」字と「月」字の間に不自然に空白があると指摘している。他の部分でも文字や筆畫の脱落が見られるので、この部分についても「四」字の筆畫が脱落したものと見るべきである。

王才(在) 周新宮、各(格) 于大室。

ここからは周王の虎に對する冊命(官職・職事の任命)の儀禮の過程の記録となる。まず周王が周(おそらくは陝西省の周原の地)の「新

宮」の大室に所在することを示し、そこで後文の儀禮が行われることになる。

「周新宮」は金文ではほかに十五年趙曹鼎(集成2784 西周中期)・師湯父鼎(集成2780 西周中期)・師遽簋蓋(集成4214 西周中期)・殷簋(近出487・488・新收840・841 西周中期)・土山盤(新收1553・近出二938 西周中期)に見え、「周康宮新宮」が望簋(集成4272 西周中期)に見える。このうち十五年趙曹鼎には「龔(共)王才(在) 周新宮【共王、周の新宮に在り】とあり、共王期には新宮が存在したことがわかる。

これらのことを踏まえたうえで、④王輝は、「新宮」とは「康宮新宮」のことであり、穆王の時に出現したとし、前王の宗廟を指すとする。⑧李學勤は、「新宮」とは新建の宮殿の名號であり、穆王後期に建てられ、共王期まで踏襲されたとする。⑨張懋鎔も「新宮」は新建の宮室あるいは宗廟であり、正式な命名の前の暫定の名とし、穆王後期から共王・懿王期にかけて使用されたとする。⑫白川靜は「新宮」はおそらく「康宮新宮」で、後に康邵(昭)宮と稱されたものとする。ここでは本銘の考釋から「周新宮」に關する議論を拾い上げた。「周新宮」に關するその他の議論については拙稿「西周期における周新宮の役割」(『中國古代史論叢三集』、立命館東洋史學會叢書五、二〇〇六年。後に『西周期における祭祀儀禮の研究』、朋友書店、二〇一四年に収録)を参照。

以下、拙稿の内容を要約しておく。「周新宮」で行われた儀禮に着目すると、本銘と同じく冊命あるいはそれに類する官職・職事の任命

が行われた事例としては殷簋・土山盤・望簋が挙げられる。十五年趙曹鼎ではまた「王射于射盧【王、射盧に射す】とあり、「周新宮」には「射盧」という施設があり、そこで射禮が行われたことがわかる。「射盧」は師湯父鼎などにも見える。この射禮は周王の主催のもと多くの貴族が参加する「會同型儀禮」の一種であるが、本器が作られた穆王・共王期は「會同型儀禮」が次第に廢れていき、それにかわって冊命儀禮の施行が増加する儀禮變遷の畫期に当たっており、西周中期の諸王は「周新宮」を儀禮の據點として冊命を執り行うとともに、射禮など舊來からの「會同型儀禮」の保持をも圖ったのではないかと思われる。新宮という名稱については、⑧李學勤などが指摘するように新しく建てられた宮廟を意味する呼稱であるが、それが特定の宮を指す固有名詞と化していったと考えておく。そして後に昭宮・穆宮など他の廟宮とともに康王の宮廟である「周康宮」の統屬下に組み込まれることとなったので、望簋に見える「周康宮新宮」の稱が生じたのであるろう。

密弔(叔)内(入)右虎、卽立(位)。

この部分は密叔が右者(介添え)となり、虎を誘導し、所定の位置に卽かせたことを言う。密叔については、①王翰章等は西周中期前半穆王期の趙簋(集成4266 西周中期)にやはり冊命の右者として見えると指摘し、『詩經』大雅・皇矣や『史記』周本紀において文王に滅ぼされたとされる甘肅靈臺の密國(密須)の公族で、周王の重臣と

する。密國の公族と言うよりは、分族と言った方が正確であろう。趙簋の斷代については、林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』、簋294では西周II Bすなわち西周中期後半と位置づける。⑧李學勤は、密叔は『國語』周語上に共王期の人物として見える密康公である可能性を指摘する。

王乎(呼)入(内)史曰、「冊令(命)虎。」

この部分は王が内史すなわち史官に虎の冊命を執り行うよう命じたことを記す。以下が王の誥命の内容となる。

曰、「劓(載)乃且(祖)考事先王、嗣(司)虎臣。

この部分は虎の父祖が先王に仕え、虎臣の官を管轄してきたことを言う。

「劓」字は、⑫白川静は「劓りて」と讀んでいる。⑬白川静はこの字を「在」の假借と見ているようである。用法としては師虎簋の「截先王」の「截」字と同じである。⑭王輝は語助詞であり、傳世文獻の「載」字として用いている。これは師虎簋の「截」字が通常同じく「戔」聲の「載」と讀まれていることと、『說文解字』でこの字について「讀若載」【讀むこと載の若し】とあること、師詢簋(集成4322 西周晚期)「劓(載)乃事」【乃の事を載ふ】や石鼓文・吳人の「劓(載)西劓(載)北」【載ち西し載ち北す】など、他の出土文獻に見える用例で「載」

字と読み得ることを踏まえていると思われる。(王輝『古文字通假字典』、中華書局、二〇〇八年、三五～三六頁を参照。) 王輝『古文字通假字典』、三四頁では更に師虎簋の「虎、截(載)先王既令(命)乃曼(祖)考事」などの例につき、「載」字は「義爲始昔」、すなわち「始め」「昔」の意となるとしている。本銘・師虎簋とも「覿」「截」字が後文の「今」字と對應していると見られ、この解釋には説得力がある。⑩白川靜のように「在」と讀んでも意味は通るわけであるが、出土文献での字形の對應からも「載」と讀んだ方が良い。

「虎臣」については、⑬王輝は師寰簋(集成4313～4314 西周晚期)・『尚書』顧命などに用例が見える」と指摘し、周王の侍衛の臣で、虎のように勇猛でよく戦うことによる名稱であり、また征戦にも參與したとする。張亞初・劉雨『西周金文官制研究』(中華書局、一九八六年)では、更に師西簋(集成4288～4291 西周中期)の「啻(嫡)官邑人虎臣西門戸(夷)・巢戸(夷)・秦戸(夷)・京戸(夷)・由身戸(夷)・新」【邑人虎臣の西門夷・巢夷・秦夷・由身夷・新を嫡官す】と、詢簋(集成4321 西周晚期)の「啻(嫡)官嗣(司)邑人先虎臣後庸西門戸(夷)・秦戸(夷)・京戸(夷)・巢戸(夷)・師答側新……」【邑人先虎臣後庸の西門夷・秦夷・京夷・巢夷・師答側新……を嫡官司す】の例により、「虎臣」は夷族の奴隸と華夏族の犯罪奴隸によって構成されるとする。

今令(命)女(汝)曰、『更卒(厥)且(祖)考、疋師戲、嗣(司)走馬・駮(馭)人眾五邑走馬・駮(馭)人。』

この部分につき、乙器では「卒(厥)」字の箇所が一字分空白となっている。甲器のこの字は①王翰章等は「乃」字としているが、②張光裕が指摘するように「卒(厥)」字の誤釋である。「疋」字は①王翰章等や近出491・新收333及び1294は「疋」字とするが、③王輝の指摘するように「疋」「疋」は古文字では同形同義である。④・⑤彭裕商は「疋」字を「胥」と讀み、『廣雅』釋詁に「胥、助也」とあるのを引き、佐助・輔佐の意とする。「駮」字については、③王輝は、「支」を以て「馬」を馭するの意であり、古文字では「支」に従う文字は「又」に作ることもあるとする。すなわち「馭」となる。

この部分は王が虎に對してその父祖を繼ぎ、師戲という人物を輔佐して走馬馭人と五邑走馬馭人を管轄させたことを言う。ここで注目されるのは、吉本道雅「西周期後半の周王朝―冊命金文の分析―」(『中國先秦史の研究』、京都大學學術出版會、二〇〇五年)、四八頁及び李峰著、吳敏娜・胡曉軍・許景昭・侯昱文譯『西周的政體 中國早期的官僚制度和國家』(生活・讀書・新知三聯書店、二〇一〇年)、一九六～二〇一頁で指摘しているように、前文で虎の祖考が「虎臣」を管轄していたとあるが、「今」虎が「厥の祖考を更ぎ」て命じられたのは「師戲を胥けて、走馬馭人眾及び五邑走馬馭人を司」ることであり、祖考の職事と虎が任命された職事とが一致していないことである。吉本道雅と李峰は他の用例も参照したうえで、西周の貴族は代々同じ職事を世襲するというわけではなく、廣く王朝の貴族として職事を保有するよる。うな地位や、王朝の運営に關與する資格を世襲したのであるとしている。

「師戲」は、①王翰章等は豆閉篋(集成4276 西周中期)に「王各(格)于師戲大室」【王、師戲の大室に格る】と見えることを指摘する。豆閉篋は林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』、篋³²では西周ⅡBの器とする。あるいは吉本道雅「西周紀年考」が指摘するように、本器と同一人の作器と見られる師虎篋で王から師虎に職事として命じられている「畜(嫡)官嗣(司)左右戲・緜(繁)・荊」【戲・繁・荊を左右くるを嫡官司す】の「戲」もこの師戲を指しているのかもしれない。

「走馬」は傳世文獻では「趣馬」と表記され、『周禮』夏官・趣馬、『尚書』立政、『詩經』小雅・十月之交、大雅・雲漢などに見える。「走」「趣」字の通用について、⑬王輝は『詩經』大雅・緜の「來朝走馬」の「走」字が『玉篇』走部での引用では「趣」字となっていると指摘する。金文では本銘のほか、元年師兌篋(集成4274～4275 西周晚期)・三年師兌篋(集成4318～4319 西周晚期)・大鼎(集成2806～2808 西周中期)・走馬休盤(集成10170 西周中期)などに見える。①王翰章等は馬政に従事し、王の近臣であるとする。⑬王輝は、『周禮』夏官・司馬で「下士」とされるなど傳世文獻ではかなり低い地位に位置づけられているが、金文では走馬が王の賞賜を受けるなどその身分が比較的高く、おそらく走馬の首領を指すのではないかとする。その職務については大鼎に「王召走馬雁(應)、令(命)取誰(騶) 鴈卅二匹、易(賜)大」【王、走馬雁を召し、命じて騶鴈(筆者注：おそらくは馬の種類を指す)卅二匹を取りて、大に賜はしむ】とあるように、馬政に従事していたのは確かなようである。その地位については、傳世文獻においても『詩經』十月之交では「皇父卿士、番維司徒、家伯

維宰、仲允膳夫、聚子内史、蹶維趣馬、橋維師氏」【皇父は卿士、番は維れ司徒、家伯は維れ宰、仲允は膳夫、聚子は内史、蹶は維れ趣馬橋は維れ師氏】と、趣馬すなわち走馬が卿士・司徒・宰といった高官と並列されており、その地位は比較的高く位置づけられているようであり、傳世文獻の中でも特に『周禮』の記述が西周期の實情を反映していない可能性を考慮すべきである。⑬王輝の『周禮』の趣馬が一般の官吏を指し、金文等ではその首領を指すという見解については、本銘の「駿(馭)人」が馬政に關する下級の官吏あるいは奴隸であり、「走馬」がその上官を指しているものと見られる。大鼎の「走馬雁(應)」や走馬休盤のように走馬の官が王命を直接受けている例は見られるが、現在のところ「駿(馭)人」が直接王命を受けている例が見られないことは、その證左となる。「駿(馭)人」については、①王翰章等・⑬王輝は馭夫とする。馭夫は『周禮』夏官に官名として見えるが、やはりこれを『周禮』の馭夫と結びつけるべきかどうかは疑問である。「五邑走馬・駿(馭)人」の「五邑」については、本銘のほかに柞鐘(集成133～139 西周晚期)の「五邑甸人」、鄧篋蓋(集成4296～4297 西周晚期)の「五邑祝」、元年師兌篋の「五邑走馬」、殺篋蓋(集成4243 西周中期)の「五邑守堰」、殷篋の「東卣(鄙) 五邑」といった例が見られ、「走馬」のほかに「甸人」「祝」などが置かれていたことがわかる。その定義については、⑬王輝は五つの邑の意であるが、特定の五つの邑を指しているのかどうかはわからないとする。李峰『西周的政體』、一六七頁では、渭河平原の最も重要な五つの都市であり、金文でよく見られる菴・畢・鄭も五邑の中に含まれるので

はないかと指摘するが、そこまでは確言できない。本銘において「走馬・駿(馭)人」とは別に「五邑走馬・駿(馭)人」を管轄するよう命じられているのは、前者が王の通常所在する宗周あるいは周原の「走馬・駿(馭)人」を指しているということなのであろう。

女(汝) 母敢不善于乃政。

この部分は、虎がその職務に精勵しないことがあってはならないという、王の戒めの言葉である。これとまったく同じ文例はほかに存在しないが、類似の文例として卯簋蓋(集成4327 西周中期)の「女(汝)母敢不善」【汝敢へて善からざる母かれ】、膳夫山鼎(集成2825 西周晚期)及び諫簋(集成4285 西周晚期)の「母敢不善」【敢へて膳からざる母かれ】、師獸簋(集成4311 西周晚期)の「母敢否(不)善」【敢へて膳からざる母かれ】がある。

易(賜)女(汝) 載(緇)市・幽黃(衡)・玄衣曠(紉)屯(純)・緇(變)旂五日、用事。』

この部分は王による賜與品が列擧されている。「易(賜)」字は甲器では大部分が斷裂部に当たっているが、吳鎮烽5586の拓本及び乙器により「易(賜)」字と確認される。「載市」の「市」は蔽膝。ほかに「赤市」「朱市」といった例があるので「載」もその色を示しているはずであるが、⑬王輝はそれについては諸説あるとし、「𦘒」と読んで

赤黄色を示すという説や、この字を「韋」に従い「戔」聲の字で「紉」あるいは「緇」字に当たり、黒色を示すという説を紹介している。この二説のうちでは「戔」聲の字という見解の方が妥当である。本稿では取り敢えず「緇」字と見ておくことにする。

「幽黃(衡)」は帯に掛ける黒色の佩玉。

「玄衣」は、⑬王輝は『説文解字』の「黒而赤色者爲玄」【黒にして赤色なる者を玄と爲す】を引き、赤黒色の絲衣とする。

「曠(紉)屯(純)」の「屯(純)」は衣の縁に刺繡を施したものを指す。金文では「玄衣黻屯(純)」の例が多く見え、「玄衣曠(紉)屯(純)」となっているのは本銘のほか、召簋(吳鎮烽5230 西周中期前段)があり、縁の色あるいは飾りの種類を指していると見られる。なお、召簋では賜與物として「玄(玄)衣曠(紉)屯(純)・載市・幽黃(衡)・金雁(膺)」が列擧されており、「緇(變)旂五日」のかわりに「金雁(膺)」が入っている以外は、組み合わせが本銘と一致している。「曠」字は乙器では「𦘒」となっており、②張光裕は鑄範の毀損によるもの、あるいは「曠」の異體字とするが、召簋ではやはり「曠」となっているので、鑄範の毀損によるものと見た方がよい。

この字については④王輝が啓卣(集成5410 西周早期)に「曠川」という地名として見え、これは「京水」に当たり、本銘では「𦘒」と読んで黒色を指すとする。しかしまず「曠川」を「京水」と読むべきか疑問がある。④周曉陸は、「屯(純)」が絲を指すとしたうえで、『説文解字』の「澆、浚乾漬米也」【澆は、漬米を浚乾するなり】を引き、「曠(澆)」は緑り上がったばかりで染められていない絲が糠を漉した

米の色のようにであることを示し、純白を指すとす。「玄衣皦屯」については、陳昭容「説『玄衣皦屯』」（『中國文字』新二四期、一九九八年）と白於藍『『玄衣皦純』新解』（『中國文字』新二六期、二〇〇〇年）の二篇の專論がある。陳昭容は「皦（皦）」が色ではなく衣の縁の裝飾を指すとし、この字を「錦」と讀む。白於藍は陳昭容の説を、「錦」は侵部の字であり、「皦」は陽部の字であり、音韻上懸隔があると批判する。そして毛公旅方鼎（集成 2724 西周早期）の「肆（肆）母又（有）弗皦（訓）【肆に訓めざることに有る母かれ】を引き、「皦」字は「皦」の繁體でそれぞれ「訓」字に當たるという陳漢平の説（『金文編』訂補）、中國社會科學出版社、一九九三年）を參照し、本銘の場合は「紉」と讀んで「玄衣紉純」とは縁を彩色の糸で刺繍して飾った女性の衣服のことであるとす。②張光裕・③王輝・④胡長春も白於藍説を引用・支持する。「黠」「錦」などと讀む説と比べて、特に「皦」を「訓」字とする點は妥當であるので、本稿でも白於藍説に従っておく。

「繡（變）旂五日」は、⑥・⑩彭裕商は旗の上に五つの太陽を描いたものとする。

虎敢拜頤（稽）首、對𠄎（揚）天子不（丕）杯魯休。

「揚」に當たる字は、甲器では下半分が缺けているが、あるいは「日」の下に「玉」があるようにも見える。乙器では「𠄎」の字形に作る。これも字形が缺けているのかもしれないが、ここでは取り敢えず乙器

の字形を採っておく。

「不（丕）杯」は金文に常見される「不（丕）顯」と同義あるいは類似の意味の語であると見られる。①王翰章等はこの語が師虎簋・長由盃（集成 9255 西周中期）にも見えることから、穆王期に使用された語と見ているようであり、④張懋鎔・④周曉陸は特に「不（丕）杯魯休」という表現が共王期に使用されたとする。⑨張懋鎔は「不（丕）杯魯休」が穆王から共王・懿王期にかけて使用されたと見解を改め、「不（丕）杯」「不（丕）杯休」「不（丕）杯魯休」「不（丕）顯魯休」の順に表現が變化していったとする。確かに「不（丕）杯」は西周中期の金文での使用例が目立つが、西周晚期（林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』簋 36）では西周 III A（西周晚期前半）とされる番生簋蓋（集成 226）にこの語が見られるように、必ずしも西周中期に使用が限定されるわけでもなく、また西周中期の用例にしても穆王期なり共王期なりの王世を確定することは難しい。「不（丕）杯」は西周中期によく用いられた表現であるという程度のことしか言えないはずである。

この部分は、虎が王に拜禮を行い、王の大いなる恩寵、すなわち任命や賜與に對して感謝したことを記す。

虎曰、「不（丕）顯朕（朕）刺（烈）且（祖）考、咨（葬）明克事先王、緝天子弗望（忘）卒（厥）孫子、付卒（厥）尚（上）官。天子其萬年、𠄎（申）茲令（命）。」

前文の「不(丕) 杯」に對して、ここでは「不(丕) 顯」という表現が用いられている。

「簋(彝) 明」については、④王輝はこの語が史牆盤(集成 10175 西周中期)・尹姑鬲(集成 754 ~ 755 西周中期)にも見え、穆王・共王期に使用された語とし、英明・賢明の意とする。④周曉陸は、「簋(彝)」字は鬼火を指し、「簋(彝) 明」光明の意となるとし、⑨張懋鎔もこの語は西周中期の慣用語であると指摘する。ただ、金文では本銘を含めて三例しか確認されておらず、現段階では穆王・共王期あるいは西周中期の慣用語とまでは言い切れない。

「付阜(厥) 尚官」は、④・⑬王輝は「尚」字を「常」と読み、周王がその常官、すなわち常守世襲の官を興えるの意とする。②張光裕は、馬王堆帛書の『周易』で「尚(上) 九」のように、「上」に作るべき文字が「尚」となっているなど、戰國秦漢の簡帛や傳世文獻で「尚」「上」兩字通用の例を挙げ、また中山王方壺(集成 9735 戰國晚期)では「則堂(上) 逆於天、下不忒(順) 於人也、寡人非之」【則ち上は天に逆らひ、下は人に順はざるや、寡人、之を非とす】のように、「上」に作るべき字を「尚」と「上」を組み合わせた「堂」字に作っていることも兩字通用の根據とし、本銘の「尚官」は「上官」、すなわち高官の意であり、あるいは前文の「走馬・馭人」を指すと主張している。中山王方壺のような金文も含めた出土文獻において「尚」字が「上」字と通用する事例が多く存在するのは見逃されるべきではなく、ここでは②張光裕の説を採り、「上官」と解しておく。

「黼(申) 茲令(命)」の「茲」字は、大部分が斷裂部に当たって

るが、吳鎮烽²⁰⁰⁸所收の拓本及び乙器により「茲」字と確認される。この句は、⑬王輝は虎に命じて祖先の官職を繼がせることを指すとするが、そうではなく文字通り「茲の命を申ね」る、すなわち今後天子が今回の任命を更新して同じ官職を繼ぎさせてもらいたい、あるいは更に加増して欲しいという願望を指しているのではないかと思われる。前文で引いた吉本道雅・李峰の指摘のように、父祖あるいは自分の得た官職をそのまま世襲できるわけではないからである。

この部分では、虎の大きいなる父祖が英明にしてよく先王に仕えてきたが、今の天子はそのことを忘れず、その子孫である虎にも高位の官職を授けてくれたという感謝と、天子が今後今回任命された官職を繼ぎ・加増してくれるようにという虎の願望を記している。

虎用乍(作) 文考日庚罍(簋)。子孫其永寶用、夙(夙) 夕
高(享) 于宗。

甲器は「日」字が明晰でないが、吳鎮烽²⁰⁰⁸所收の拓本及び乙器には「日」字がはっきり現れている。また乙器は「乍(作)」字を缺いている。また「子孫」は、甲器では「孫」字の下半分が斷裂部に当たっている。また乙器では「子」字に重文符號がついて「子=孫」となっているが、ここでは甲器の表記に合わせておく。

この部分は、虎が父親の日庚を祀るための簋(すなわち本器)を作ったので、子孫は永久にこれを寶物として用い、朝となく夕となく宗廟での祭祀を缺かさず行うようにと述べたことを記している。

虎の亡父を示す「文考日庚」の「日庚」の號は、師虎簋において師虎の亡父を「刺（烈）考日庚」と稱しているのと一致しており、本銘の虎と師虎簋の師虎が同一人物であることを示す證據のひとつとなる。

訓讀

唯れ卅年四月初吉甲戌、王、周の新宮に在り、大室に格る。密叔入りて虎を右け、位に卽かしむ。王、内史を呼びて曰はく、「虎に册命せよ」と。曰はく、「載め乃の祖考、先王に事へ、虎臣を司れり。今汝に命じて曰はく、『厥の祖考を更きて、師戲を正け、走馬・馭人眾び五邑の走馬・馭人を司れ。汝敢へて乃の政に善からざること母かれ。汝に緇市・幽衡・玄衣紉純・鑿斨五日を賜ふ。用て事へよ』」と。虎敢へて拜して稽首し、天子の丕杯なる魯休に對揚す。虎曰はく、「丕顯なる朕が烈祖考、辨明にして、克く先王に事へたり。緝に天子、厥の孫子を忘れず、厥の上官を付す。天子其れ萬年まで、茲の命を申ねんことを」と。虎、用て文考日庚の鬲簋を作る。子孫其れ永く寶用し、夙夕に宗に享せよ。

現代語譯

三十年四月初吉甲戌の日、王は周の新宮に所在し、大室に到來した。密叔が中に入って虎を導き、所定の位置に卽かせた。王は内史を呼び、「虎に册命せよ」と言った。王が言うには、「當初汝の父祖は先王に仕え、虎臣を管轄した。今汝に命じて言う、その父祖を継ぎ、師戲を輔

佐して、王都の走馬・馭人と五邑の走馬・馭人を管轄せよ。汝は政務に最善を盡くさないことがあってはならない。汝に黒い蔽膝・黒い佩玉・彩色の絲で縁を飾った赤黒色の衣・五つの太陽が描かれた鑿斨付きの旗を與える。これによって仕えよ。」虎は拜禮して額ずき、天子の大いなる恩寵に感謝した。虎が言うには、「大いなる我が父祖は、英明にして先王に立派にお仕えした。それ故に天子にはその子孫のことを忘れずに、高い官職を與えて下さった。天子には萬年に至るまで、今後も今回の任命を繼續・加増して下さいませよう。」虎は亡き父日庚を祀る簋を作った。子孫孫永えにこれを寶物として用いて、朝夕缺かさず宗廟で祭祀を執り行うように。

參考

a 師虎簋

本銘と同一人の作器であると見られる師虎簋の銘文について、參考のために釋文・訓讀のみ掲載しておく。

銘文

隹（唯）元年六月既望甲戌、王才（在）杜立（應）、恪（格）于大室。井（邢）白（伯）内（入）右師虎、卽立中廷、北鄉（嚮）。王乎（呼）内史吳曰、「册令（命）虎。」王若曰、「虎、載（載）先王既令（命）乃曼（祖）考事、啻（嫡）官嗣（司）左右戲・鑿（鑿）・荆。今余隹（唯）

帥井(型)先王令(命)、令(命)女(汝)夔(更)乃曼(祖)考、
啻(嫡)官嗣(司)左右戲・繇(繁)・荆、苟(敬)夙(夙)夜、勿
瀆(廢)朕令(命)。易(賜)女(汝)赤舄、用事。「虎敢拜頤(稽)首、
對凱(揚)天子不(丕)杯魯休、用乍(作)朕刺(烈)考日庚鬲(簋)。
子孫、其永寶用。」

訓讀

唯れ元年六月既望甲戌、王、杜庠に在り、大室に格る。邢伯入りて
師虎を右け、位に中廷に即き、北嚮す。王、内史呉を呼びて曰はく、「虎
に册命せよ」と。

王若く曰はく、「虎よ、載め先王既に乃の祖考の事を命じ、戲・繁・
荆を左右くるを嫡官司せしむ。今余唯れ先王の命に帥型し、汝に命じ
て乃の祖考を更ぎ、戲・繁・荆を左右くるを嫡官司せしむ。夙夜を敬
しみ、朕が命を廢すること勿かれ。汝に赤舄を賜ふ、用て事へよ」と。
虎、敢へて拜し稽首し、天子の丕杯なる魯休に對揚し、用て朕が烈考
日庚の鬲簋を作る。子孫孫、其れ永く寶用せよ。

b 老簋

器名 老簋

時代 西周中期

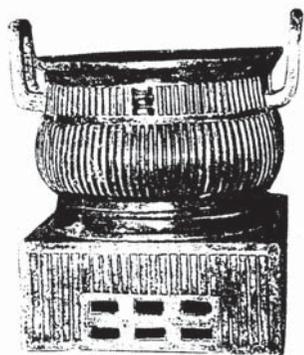
出土

一九九五年四月に香港で虎簋蓋乙器とともに張光裕氏によって存在
が確認された。

器制

口部が外側に広がって方唇、頸部がすぼまっていて鼓腹で、圈
足の下に方座が接合されている。頸部に附耳と小さな貫耳がそれぞれ
二つずつあり、方座の各邊に六個ずつ長方形の穴がある。紋様は頸部・
腹部・方座の表面に直稜紋を飾る。(吳鎮烽 5178) 蓋部は前述の虎簋
蓋乙器で、本體部に當たる本器と紋様や鍔の色が一致するが、銘文の
内容や作器者を異にする。器の通高は 27 cm、口までの高さが 24 cm、
口徑 21 cm、方座の高さが 10 cm、底徑が 20.7 cm である。(15)張光裕

老簋器影(新收 1875)



收藏 臺北私人藏 (2)張光裕

著録

⑮張光裕「新見老簋銘文及其年代」(新竹精華大學舉辦第二屆中國古典文學檢討會—紀念聞一多先生百周年誕辰論文、一九九九年。後に『雪齋學術論文二集』、藝文印書館、二〇〇四年・『考古與文物』二〇〇五年增刊『古文字論集(三)』・『康樂集—曾憲通教授七十壽慶文集』、中山大學出版社、二〇〇六年にそれぞれ所收)。

新收 1875

近出 1426

呉鎮烽 5178

考釋

⑧李學勤

⑯李家浩「釋老簋銘文中的“漚”字—兼談“只”字的來源」(『古文字研究』第二七輯、二〇〇八年。後に『安徽大學漢語言文字研究叢書李家浩卷』、安徽大學出版社、二〇一三年所收)

銘文 五行四三文字

佳(唯) 五月初吉、王才(在) 葦京。

魚(漁) 于大漚(池)。王穰(蔑) 老曆(歷)、易(賜)

魚百。老奉(拜) 頤(稽) 首、皇凱(揚) 王

休、用乍(作) 且(祖) 日乙樽彝。

其萬年、用夙(夙) 夜于宗。

老簋銘文拓本(新收 1875)



佳(唯) 五月初吉、王才(在) 葦京。

この部分はある年の五月初吉の間に、王が葦京に所在したことを言う。

葦京について拙稿「西周期における葦京の位相」(『中國古代史論叢續集』、立命館東洋史學會叢書四、二〇〇五年。後に前掲『西周期における祭祀儀禮の研究』に收録)で、政治的・軍事的中心地である宗周・成周が第二・第三の周として建てられたのと連動し、葦の地に建てられた第二の京(周王室の祭祀の中心地)であると位置づけた。この地には後文に見える「大池」のような、他の地には見られない祭祀儀禮のための施設が設けられている。

その所在地については諸説あるが、盧連成「西周金文所見葦京及相關都邑討論」、『中國歷史地理論叢』一九九五年第三期が従来の説を八つに分類している。すなわち(1)鎬京説、(2)蒲坂説、(3)幽説、(4)汜宮説、(5)豊京説、(6)鎬京附近説、(7)阿房宮附近説、(8)陝西省武功縣近隣説である。盧連成自身は新説として、「王乍(作)葦京中寢歸孟」【王、葦京の中寢の歸孟を作る】の銘文を有する王孟(近出1024/新收668 西周早期)の出土地で周原遺址群に屬する陝西省扶風縣法門鎮莊白村劉家組一帯が葦京の所在地であったとする。なお、本銘の注釋では、⑧李學勤が「葦」字は「敷」字の左側の部分の聲に従い、「鎬」と讀むとしている。これも廣い括りでは(1)の鎬京説に屬することになる。

これら諸説に對し、筆者は前掲「西周期における葦京の位相」において王孟の出土地がただちに葦京の所在地と見なす態度にはやや問題があり、また(6)の説などが根據とする『詩經』小雅・南有嘉魚の什・六月の「侵鎬及方、至于涇陽」【鎬及び方を侵し、涇陽に至る】の「鎬」が鎬京(宗周)、「方」が葦京と見なし得ること、金文においても麥方尊(集成6015 西周早期)に「雩若二月、侯見于宗周、亡述(尤)迨(合)王饗葦京彫祀。雩若翌日、才(在)壁(辟)醴(雍)」。【雩若に二月、侯、宗周に見ゆるに、尤亡し。王の葦京に饗して彫祀するに合ふ。雩若に翌日、辟雍に在り。】などの、宗周で祭祀儀禮が行われた直後に葦京でも祭祀儀禮がおこなわれている例から、葦京が宗周(鎬京)の近隣に所在すると見なされることから、(6)鎬京附近説が妥當であると考えた。しかし角道亮介「周原と宗周」(『西周王

朝とその青銅器』、六一書房、二〇一四年)は、葦京が王孟の出土地劉家組一帯に位置すると考える一方で、宗周も鎬京ではなく周原に位置したと考えれば上記の金文の例なども矛盾がなくなるとする。このように葦京の所在地については、宗周の所在地とも關連して議論が續いている状況であるので、本稿ではこの問題について結論を定めるのは差し控えることにする。

魚(漁)于大澗(池)。

この部分は王の主権により葦京の「大澗」と呼ばれる池水で「魚(漁)」が行われたことを述べる。「魚(漁)」は池水で魚を採取する儀禮と見られ、「魚(漁)」が行われた例としては以下の三件がある。

適簋(集成4207 西周中期)

……穆王才(在)葦京、乎(呼)漁于大池。王鄉(饗)酉(酒)、適御亡遣(饗)。穆王親(親)易(賜)適餼。……

【……穆王、葦京に在り、呼びて大池に漁せしむ。王、饗酒し、適御するに饗亡し。穆王、親ら適に餼を賜ふ。……】

公姑鬲(集成253 西周中期)

……子中漁□池。天君蔑公姑曆(歷)、事(使)易(賜)公姑魚三百。……

【……子中、□池に漁す。天君、公姑の歷を蔑し、公姑に魚三百を賜はしむ。……】

井鼎 (集成 2720 西周早期或中期) ……

……王才 (在) 莽京。辛卯、王魚 (漁) 于寔池、乎 (呼) 井從魚 (漁)、攸易 (賜) 魚。……

【……王、莽京に在り。辛卯、王、寔池に漁し、井を呼びて漁に從はしめ、攸て魚を賜ふ。……】

このうち本銘と同じく莽京で行われたのは適簋と井鼎である。公姑鬲の「□池」についてもあるいは莽京の池水であるのかもしれない。莽京の池水としては適簋及び靜簋 (集成 4273 西周早期) の「大池」、井鼎の「寔池」のほか、前引の麥方尊の「璧 (辟) 壺 (雍)」、伯唐父鼎 (近出 356 / 新收 698 西周中期 / 西周早中期) の「辟池」がある。

「大」の下の字については、⑮張光裕は特に「虍」の下の部分が「號」に似ているとし、「灑」と釋字し、「大池」の別稱、あるいは「大池」と性質の似た射魚の禮を行う場所とする。吳鎮烽 5178 も同じく「灑」とし、「灑」と讀んでいる。⑧李學勤は「灑」字とし、「皋」字と通じて「澤」と讀むとする。新收 1875 は「虍」の下の部分を「乎」としている。⑩李家浩はこの字を「灑」と釋し、「池」の異體とする。すなわち適簋などに見える「大池」と同じということになる。近出 1226 や藪敏裕・劉海宇「西周金文に見える苑池について」(『平泉文化研究年報』第一二號、二〇一二年) はこの李家浩説を採用する。

⑮張光裕説と⑩李家浩説とともに曾侯乙鐘 (集成 286 ~ 349 戰國早期) に見える字形との類似を根據とする。曾侯乙鐘には何箇所か「某律之在某國○爲某律」という句があり、(たとえば集成 287.4 の「妥(蕤)

賓之才 (在) 楚○爲坪皇」など) この○に當たる字には大きく四種に分かれる。これをまとめたのが圖 A である。⑮張光裕は圖 A の (1) (2) (3) の字形が馬王堆帛書『老子』や秦簡に見える「號」字の左旁と類似していることから、本銘の字も「號」に從うとする。一方⑩李家浩は (4) の字形が楚系文字の「也」字と類字していることを重視し、また曾侯乙鐘のこれらの字をすべて「也」と讀むべきであるという黃德寬「說“也”」(『第三屆國際中國古文字學研討會論文集』、香港中文大學中國文化研究所・中國語言及文學系、一九九七年) の説を引き、本銘の字も「也」に從っているとす。圖 B は李家浩による、本銘の「灑」字の「也」に當たる部分から曾侯乙鐘の「也」字への變

圖 A (⑩李家浩)

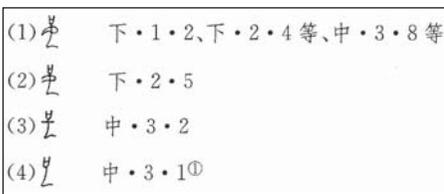
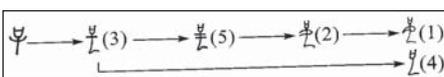


圖 B (⑩李家浩)



化の過程の模式圖である。(ただし(5)は李氏が存在したと假定する架空の字。)同じ曾侯乙鐘の字を出発点としながらも、⑩李家浩の方がより練られた論證となっており、本稿でも⑩李家浩説に従い、「濾」と釋しておくことにする。

王穉(蔑) 老曆(歷)、易(賜) 魚百。

この部分に見える「蔑歴」とは、目上の者が目下の者に對して賞賜を行う際に、その功績を稱え、それに付隨してその父祖の事績を回顧することにより、君臣や上司・部下の關係を再確認する儀節であり、西周中期の金文に多く見える。詳しくは拙稿「蔑歴新探」(『古代文化』第五七卷第九號。後に前掲『西周期における祭祀儀禮の研究』に収録)を参照。

ここでは王が作器者の老に對してその「蔑歴」を行い、褒賞として魚百匹を與えている。老は「魚(漁)」の参加者の一人であると見られ、おそらく前引の井鼎と同様に王命により「漁に従」ったことにより、「蔑歴」と褒賞を受けることになったのであろう。「蔑」字は本銘では「禾」に従っているが、出土文獻では「蔑」も「穉」も用法のうえで特に違いは見られない。たとえば上博簡の『曹沫之陳』(馬承源主編『上海博物館戰國楚竹書(四)』、上海古籍出版社、二〇〇四年)では、この兩字がともに曹沫の「沫」に當たる字として用いられている。

本銘では荅京大池での「魚(漁)」の後に魚が賜與されているが、前引の公姑鬲・井鼎でも同じく荅京などの池水での「魚(漁)」の後

に魚が賜與されている。いずれも「魚(漁)」で得られた魚ということであろう。本銘の「魚百」、公姑鬲の「魚三百」のように、その數量の多さが注目される。

老萃(拜) 頤(稽) 首、皇凱(揚) 王休、用乍(作) 且(祖) 日乙樽彝。

この部分は老が拜禮を行い、王の賞賜に感謝し、それを記念するために祖先の日乙を祀るための器を作ったことを言う。

「拜」字は通常「手」に従っているが、本銘では「萃」の部分しか存在しない。⑮張光裕は「萃」字でもって「拜」と讀ませるのは金文で初見であるとする。

「皇凱(揚)」は通常「對揚」と表記される。⑯李家浩は、本銘の「皇」字は「對」字の左側の部分を誤寫したのではないかとする。その可能性もあろう。

其萬年、用夙(夙) 夜于宗。

この部分は、老が子孫に對して永久に本器でもって朝となく夜となく宗廟での祭祀を執り行うようにと命じたことを述べている。⑰張光裕は「用夙(夙) 夜于宗」が本器の蓋部に當たる虎簋蓋などに見える「夙(夙) 夕(あるいは夜) 享(享) 于宗」などと同様の表現であり、動詞に當たる「享」を省略しているとする。そしてこのように兩器の

銘文の表現が類似していることが、兩器の器體の紋様が共通していることなどとともに、その年代（張氏は穆王期とする）が同時期に屬することを示す要素のひとつであるとするとする。

訓讀

唯れ五月初吉、王、莽京に在り、大池に漁す。王、老の歴を蔑し、魚百を賜ふ。老、拜し稽首し、王の休に皇揚し、用て祖日乙の躋彝を作る。其れ萬年、用て宗に夙夜せよ。

現代語譯

五月初吉、王は莽京に所在し、大池で漁を執り行った。王は老の功績を稱え、魚百匹を賜った。老は拜禮して額ずき、王の恩寵に感謝して、祖先の日乙を祀る器を作った。永えに、朝夜缺かさず宗廟で祭祀を執り行うように。

虎簋蓋と老簋は一對の器でありながら、蓋部と本體とで作器者と銘文の内容を異にし、かつそれぞれの作器者同士の關係がわからないという特異な器である。しかしいずれにせよ、拙著前掲『西周期における祭祀儀禮の研究』、一〇一頁で指摘したように、周王の主催と様々な階層に屬する人々の参加によって成り立つ「會同型儀禮」に屬し、西周中期の穆王の頃に盛んに行われた莽京での儀禮を記録する老簋と、穆王・共王の頃から盛んに行われるようになった冊命儀禮を記録する虎簋蓋とが一對となっているのは、穆王・共王の頃に「會同型儀

禮」と冊命儀禮、新舊二種の儀禮が併存していたことを象徴するかのようである。

なお、本稿は漢字學研究會での武田秀夫氏（元追手門學院大學教授）による口頭發表を基礎として、佐藤が内容を増補し、まとめたものである。

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員）